

江戸時代の漢籍目録

——地方外様大名支配下における漢籍の受容について——

高山 節也

はじめに

漢學や漢詩文、書畫骨董から漢方醫學など、中國文化が日本の文化の底邊にありつづけたことを、積極的に承認した最後の段階が江戸時代かもしれない。この時代においては、漢學や漢文というものが、社會の各階層に普遍的に行き渡り、當時の文化の一方を確かに支えていたということに、恐らく異論はないであろう。しかもそれを擔った階層は、主として當時の支配階級であったが故に、漢學や漢文は文化的にも政策的にも日本全國に行き渡ったのである。

このことが江戸期の日本においてどのような形をとって表れてくるのかについては、時期的な視點、階層的な視點、政策的な視點、地域的な視點など、多様なアプローチの方法が考えられるのであるが、ここでは地域的な視點にたつて、將軍のお膝元である江戸を遙か離れた、肥前佐賀を例にとつて考察してみたいと考える。漢學研究や教育のテキストであった漢籍という書籍を手掛かりとして、中央ではなく地方の外様大名の領域である佐賀藩における漢學のありようについて、量的状況から、質的關わり的一端まで、ざっと概観してみようというのであるが、それによつて漢學受容の日本的あり方につい

て、新たな認識を得たいというのが本稿の目的に他ならない。

特定の地域における文化現象の量的把握としては、その成果の蓄積を確認することと同時に、成果を得るための土臺となった現象や物的証據を確認することが必要である。漢籍はその土臺のなかでも最も顯著に、地域々々の文化現象を代表する物的証據であるといえよう。漢籍を量的に把握するということは、まずどれほどの漢籍が、特定の地域における歴史的状況のなかで蓄積されたかを知ることと直結するであろう。それはまず現在どれほどの漢籍が特定の藩支配の領域に残されているかの調査から始まるのである。

また質的關わりを知ることは、漢籍を資料として扱う場合、その受容の様態を知ることがもつとも簡明な方法であると考ええる。受容の様態については、どのような種類の漢籍が蓄積されたか、またそれをどのように當時の支配階層や知識人が扱ったかを知ること、少なくとも地域文化の表層的状况に對する認識を持つことができると思われる。

漢籍の扱いの典型的事例として、當時作られた漢籍目錄の記述のありかた、なかでもその分類法を明らかにすることが、當時の漢籍受容の様態を知る捷徑であると思われる。中國における漢籍分類つまり四部分類が、独自の價值體系によるものであることは周知のことである。その分類法を繼承するにせよ、あるいは變更するにせよ、そこには江戸期という時間的素因と特定の地域という地域的素因からなる、中國的價值體系への評價が含まれていよう。それこそが日本の漢學受容のあり方の一端であるにちがいない。

望むべきは、庶民階層における文化現象のなかに、漢籍や漢學の影響がどのように定着しているか、までを明らかにすることであるが、現在の筆者にはそこまでの資料はない。また江戸幕府や當時の著名な漢學者ではなく、地方の外様大名の支配領域を考察の対象に選んだのは、中國の文化受容の様態として、中國的なるものに中央に較べてなお直結しにくい環境こそが、本考察の目的にはより適合しやういと考えたからである。また佐賀藩を検討の対象に選んだのは、後にも觸れるように、藩政期の佐賀における支配構造に關わって、多くの學校とそれに付隨した文庫があり、組織的な漢籍の蓄積が組織單位

として多様に現存することで、比較検討の資料に恵まれているとの判断によるのである。

以上の目的・方法にそって、本稿は以下の章段により記述される。

一 佐賀藩における學校と漢籍

二 藩政期における漢籍の受容（漢籍目録と分類の實態）

（一）小城藩の場合

（二）蓮池藩の場合

（三）本藩の場合

結語

一 佐賀藩における學校と漢籍

鍋島本藩と三支藩、鍋島氏の御親類と鍋島以前の太守であつた龍造寺氏系の子孫を封じた御親類同格、さらには家老にいたるまで、それぞれ入り組んだ支配の領域を持つたことと同時に、それぞれに藩校や邑學が成立していたことが、佐賀藩の體制、特に文教體制の大きな特徴であるといえよう。

ただ鍋島藩の支配構造については、ここで一々述べるまでもなく、『佐賀藩の總合研究』正續のような、すでに先行する研究がある。¹⁾ただその内容は史學の必然であろうか、支配構造や經濟的狀況に主眼を置くもので、必ずしも文教體制や文化的的方向性からの検討は十分とはいえない。一方教育史の觀點から、藩校や郷學における教育の實態、たとえば教科の内容

や教育課程などについての研究は、やはりその専門家による業績が存在する⁽²⁾。またそれらの研究の基礎資料となる『日本教育史資料』⁽³⁾や『佐賀縣教育史』⁽⁴⁾のようなもの、さらにはそれらの原資料ともいえる明治初年における『舊藩學校調べ』のような生の資料もあるが、本稿で述べようとする、漢籍の実態や受容の様態については、『舊藩學校調べ』に各學校の舊藏書目が一部附されている程度で、事実上ほとんど等閑視されているといつてよい。このことは対象が漢籍という、現状ではもはやなじみの薄い文献であることに關わつてのことであろうし、一般の圖書館ですら漢籍を敬遠する實情のなかでは、無理からぬことでもある。本稿で取り上げる類の問題については、中國學や漢文學、あるいは漢籍書誌學等の専門家にその責任が問われるのも致し方ない現状なのである。

これらの點に鑑みて、佐賀藩の支配構造と學校や文教體制については、おおむね參考文献の紹介をもって責めを果たすこととし、本章においては資料1及び2の表に沿って、各藏書單位についての概略的な説明と、藏書狀況の全體的展望を得るに止めることとしたい。

參考に供する表は以下の二點である。

資料1「佐賀藩の體制と文教」これは藩政期の佐賀の支配構造と、それに付隨した藩校・郷學等の狀況、それからそこで利用され蓄積された漢籍の現存する組織・機關について、一覽にしたものである。

資料2「各文庫における漢籍」これは各文庫に現存する漢籍の量と、それぞれにおける四部分類各部の點數、さらに關連する藏書印を示したものである(參考として朝鮮漢文及び準漢籍を含む)。なお表中の數値はすべて漢籍の點數で、冊數ではない。また本稿以下の四部比の記載は、存在する漢籍部數(叢書・朝鮮漢文・準漢籍を除く)につき十の單位を一とし、一の單位は四捨五入して表す。たとえば經部漢籍が一六七點あれば、經部の數値は一七となる。

本藩の文庫である。昭和三八、九年の兩年にわたって、佐賀および東京の鍋島家から佐賀縣立圖書館に寄託されたものである。ただ明治七年二月の佐賀の役における城内書庫の焼失のあと、大正三年の鍋島氏による佐賀圖書館建設にからめて寄贈された書籍が中心で、その他江戸藩邸舊藏書や、領内須古の寶泉寺舊藏と思われる大量の佛書等を加えて現存の鍋島文庫ができあがっている。したがって本文庫の漢籍状況は、全體としては純粹に江戸期の収集としては扱えない。江戸藩邸舊藏分にも明治以降の収集書が混入している可能性は高いが、歴史的資料價值をもつものとしてはこれらの内に主要なものが多いことは確かであろう。これらには「永田町／鍋島家／藏書印」が七〇點に鈴印されているが、中には明代の藏書家謝肇淪の「謝在杭／臧書印」、幕末の文章博士勘解由小路近光の「勘解由小／路藏書」などの印と重複するものもあり、來歴の良し貴重本はここに集中しているといえる。江戸藩邸分はこれら七〇點に、江戸の學問所明善堂の印あるもの一三點をも加えた數となろう。表には一應四部の點數を記録してあるが、上記の理由により、江戸期の漢籍目録との脈絡を示唆する資料としての信頼度は低い。

なお本藩の漢籍收藏状況については鍋島文庫中に各種の書籍目録があり、なかでも一千點を超える漢籍著録のある『芸暉閣經籍志』があるが、これについては次章で詳述する予定である。

弘道館舊藏書（鍋島本藩所屬）

寶永五年に鬼丸聖堂内に設けた學問所が、藩校弘道館の前身である。天明元年松原小路に創立、その後變革を経て天保一〇年北堀端に移築、維新後は變則中學・佐賀中學から現在の佐賀西高校に變貌する過程で、弘道館舊藏書も逐次管理繼承されてきたもので、平成三年に縣立圖書館に移管された。これらの内には様々な理由により鍋島本家藏書に混入したものも多く、そのまま佐賀圖書館の設立時にそれに移管されたものもある。ただ藩校の藏書印「弘道／館藏／書印」「弘道館／臧書印」（二種）が鈴印されているので、これによって本来の弘道館藏書數をおおむね復元できるのである。表による數値四五一點は、現鍋島文庫中の同印鈴印本を加えた數値である。四部比は13・16・8・5となり、集部が全體のバランスとしてか

なり低いことに特徴があり、このことは後に述べる集書の傾向に一部合致する状況であるが、史部が突出しているのは異質である。なお『日本教育史資料』には、弘道館関係の書籍收藏状況の記録はない。

小城文庫

小城藩は鍋島藩三支藩の一で、鍋島勝茂長子元茂を藩祖とする。藩校としては、天明七年鍋島直員による學寮の創建に始まり、寛政の初め直愈によって興讓館と命名された。小城藩の舊藏書は現小城文庫として、佐賀大學圖書館に收藏されているが、舊藏書の實態については後に詳述するように明治五年の目録が國立公文書館内閣文庫にあり、現藏三二五點のほぼ倍に當たる約六百點の漢籍を著録する。現藏漢籍中藩校興讓館の藏書印「萩府／學校」「萩學／藏書」等の鈐印されるものが一七六點で、ほぼ半數にあたる。ただ藩主系統の印や個人印も多く、學校以外の收集本も無視できない。『日本教育史資料』の藏書種類部數の項目には、「維新前後ノ改革ニ因リ或ハ散佚シ或ハ簿書ヲ失シ今之ヲ詳ニスルコトヲ得ス」とある。現内閣文庫に收藏される明治初年の目録を参照していか思えないが、當時紛失したものであろうか。現存漢籍の四部比は、およそ12・7・8・6となる。經史子集のこの比率には多少の出入りはあるものの、以下にみる各文庫の比率も、おおむね高低々々の波形を描くことは注目してよい。零本ながら元版や明代古活字本などがある。

蓮池文庫

蓮池藩は三支藩の一つで、勝茂三男直澄を祖とする。藩校成章館は安永二年師範役栗原嘉十仰せ付けを濫觴とし、その後天明四年に成章館の名稱を得て學規等も整えられた。ただ現存漢籍二七〇點中「成章／館／藏書」印を鈐印するものは七點のみで少なく、藩主鍋島直與の印「鳴琴／堂圖／書章」が四四點にみえる。どちらかという個人収集の文獻が多い藏書といえよう。現在佐賀縣立圖書館に收藏される。現存漢籍の比率としては、子が半數近い量をもつところに特徴があるが、これは必ずしも江戸期の状況そのものとはいえないことについては後述する。現存漢籍の四部比は、4・3・12・6となる。一方『日本教育史資料』における藏書の種類部數の項目では、經書一九二部、歴史二八六部、諸子六三部、詩文集五五

部となっていて、ここでいう部数が本稿の点数と同義であるとして、總數五九六部は現漢籍のほぼ倍にあたる。この數値は古文書に記載される藩政期の漢籍在庫目録と比較するに、『鳴琴堂祕藏經籍譜』六三五點より少なく、さらに『鳴琴堂續藏書目録』にみえる約五〇點の漢籍を加えれば、その差はなお擴大する。一應四部の分類を意識した記載であり、さらに國史や神典・歌書を別立てしてはいても、たとえば日本漢文としての『日本外史』のようなものや、いわゆる準漢籍類をなお含めている可能性もあり、さらには日本漢詩文の項目立てがなく、詩文集中にそれが含まれる可能性もあり、具體的書籍名の表示がないかぎり正確な漢籍の状況把握はやはり困難である。

また現存漢籍中に學校印が少ないのは、實際に藩校にそれしか漢籍がなかったわけではなく、藩校と藩主の關係は予想以上に緊密で、兩者の間に貸し借りのあつた事例は別文庫の古文書等に多々あることで、鹿島・諫早・武雄の文獻などには貸借の付箋のついた目録や、貸借のメモをのこした目録などもある。『日本教育史資料』における藏書の種類部數は、成章館における藏書を指しているたてまえであろうが、現時點においては、書籍名の明確な『鳴琴堂祕藏經籍譜』等を資料として、當時の藏書傾向や目録記載の方法等を検討するのが妥當であろう。

中川文庫（鹿島）

支藩の一つ鹿島藩の文庫である。現佐賀縣鹿島市祐徳神社管轄の祐徳博物館に寄託收藏されている。漢籍總數七七七點（これは鹿島の儒者谷口藍田や祐徳神社の舊藏書を減じた數である）中、藩校印「學館」「鹿州學館」「弘文館」鈐印のあるものは一八點しかなく、殆どが特定の藩主關係の収集である。したがって善本貴重本の量も多く、國書の収集とあわせて縣内有數の文庫となっている。藩の創立は勝茂五男直朝により、後に鹿島藩二代直条、四代直郷などの好學の藩主を輩出したが、特に漢籍に關しては十一代直彬による収集も多數に及んでいる。漢籍中に占める唐本の比率も大きく、元版一・明版九五・清版一三三（各點數）は藩文庫中最大の量を誇っている。林羅山や古賀精里の手校本もみられる。

ただ藩校については、『日本教育史資料』等についてみてもその草創期の實態は不詳で、七代直彝の文化二年に徳讓館と

命名されて以後、安政六年直彬により弘文館と改名、明治にいたって鑄造館と再度改名されたことがわかる。

藏書については記述が無く、學校所在の項に「明治維新ノ際校舎焼失ニ罹リ書籍等過半烏有二屬ス」とあるのによれば、現存書はほとんどが藩主等の収集本であるといえそうである。現存漢籍の四部比は15・11・24・16となる。なお明治初期における書籍目録が福岡市立博物館に收藏されているが、⁵⁾内容はおそらく長持ち等の函番號に準據しており、漢籍國書が混在して四部分類としては明確ではない。書名から判断するかぎりこれらは現存漢籍を含んでおり、藩主家等の藏書目録の可能性が高い。

東原庠舎舊藏本（多久）

本藏書は現在佐賀縣多久市郷土資料館（歴史民俗資料館）に收藏されている。多久氏は龍造寺周家の次男長信を家祖とする一統で、長信は龍造寺家直系の隆信の弟である。鍋島家支配の確立の過程で、多久氏も鍋島家の親類同格として知行高一六〇〇石の配分を受けている。⁶⁾ 邑學東原庠舎は多久氏の支配する現多久市周邊領域の學校として、五代茂文によって元禄一二年創立された。當初から學寮と呼稱されたが、「崔山書院」の名もあり、藏書印にこの名が見られる。東原庠舎の名はより遅れて流通するが、「東原郷校」の藏書印が維新以後のものとする判断には疑問の餘地もあろうか。⁷⁾ 學校創立後ほは一句にして聖堂の建設も竣工し、恭安殿と呼稱した。茂文の學問志向の強さを示すものであろう。

鍋島藩關係文庫の藏書としては中川文庫に次ぐ量、漢籍五四一點を誇っている。その内明版九四點は藏書比率として中川文庫を凌ぐものである。すでに觸れた邑學東原庠舎關係の印二顆の鈐印は二二二點にあり、全體の半數弱を占めるが、『日本教育史資料』には藏書構成等の記録はない。四部比は、16・9・11・8である。貴重書も多く、中村惕齋の舊藏書や頼山陽の手校本もみられる。中村惕齋は多久聖廟孔子像の制作者でもある。

多久資料館の古文書中には、『御屋形日記』『役所日記』などの一級資料があるが、書籍目録の類は見あたらないようで、これだけの漢籍蓄積をどのように管理・把握していたのか、具體的に認識する資料がないのは残念である。宋版通修本・嘉

靖以前の明版・傳本希な通俗小説や陶活字印本等の貴重本がある。

武雄鍋島資料

佐賀縣武雄市教育委員會の管轄である。

武雄の鍋島家は、龍造寺隆信の三男、家信の子茂綱を家祖とする。親類同格の家格で、知行高は二一六〇〇石である。

邑學身教館の創立年次は確認できないが、『日本教育史資料』沿革の項に享保中とあるので、おおよそ第四代茂正のころには學校があつたものである。ただし現存書中に身教館を銘打つ藏書印はない。教育史資料にも「明治元年失火セシニ依リ總テ焼失或ハ破本トナル」とある。現存藏書印としては、總括印として「武縣庫籍」、個人印としては第三代茂紀の印あるいは「皆春齋」（茂義）の印が多數確認できるもので、概して私家藏書の傾向が強い。本資料が武雄市に寄贈されるにあつては、武雄鍋島家の土藏中から搬出されたとも聞く。

古文書中には簡易な分類を付した目録として、「文久三癸亥年／淨天様／御手元御書物帳／二月御書物方」および「慶應元 茂昌公御當世／御藏書控／乙丑七月調子」の二點があるが、一應の四部分類に準據するものの國書との混配もあり、今後の検討を要する。ただ後に述べる本藩目録や蓮池の目録との共通面も窺え、無視し得ないものである。

現存漢籍二八一點中、四部比は9・4・9・1である。子部醫家類に明版が集中する特異な傾向があるが、文久三年の御書物帳には醫學校書籍の項目があり、身教館とは別に醫學校が有つた可能性がある⁸。零本ながら元版、また傳存まれな明版も保存されている。

諫早文庫

本藏書はもと長崎縣立圖書館の收藏であつたが、現在は諫早市立諫早圖書館の收藏である。

諫早家は多久同様龍造寺系の親類同格で、家祖は龍造寺家門の次男、鑑兼の子家晴である。知行高は二六二〇〇石である。邑學好古館は天明三年諫早茂圖の時創立という。ただ現存書においては、「好古館／圖書記」「好古／館藏／書記」の鈐

印は四點のみで、書籍全體としては諫早家の個人収集が中心であろうと思われる。『日本教育史資料』出版藏書の項目中にも藏書等の記録はなく、特記するべき事項に乏しい。ただ諫早宮内少輔鳥道居士による、明暦元年刊の『千手千眼觀世音菩薩圓滿無礙大悲心陀羅尼經』の出版があるが、これは諫早氏個人の出版であるので、教育資料には現れなかったものである。藩政期の目録等古文書については未調査で、今後の検討課題である。現存漢籍全三八四點中、四部比は11・3・12・6となる。

神代鍋島史料

神代鍋島家の家祖は古く、鍋島直茂の兄信房を初代とする。知行高は約五五〇〇石である。その後一二代茂堯の時、邑學鳴鶴所が創立された。

本史料は、平成七年に神代鍋島家より佐賀縣教育庁文化課に寄贈されたもので、その内漢籍は二一七點である。學校藏書を示す「鳴鶴／所／藏書」・「霍洲／精舍／藏書」の印が七五點にあり、全體において私家収集と學校収集が拮抗しているといえそうである。『日本教育史資料』には藏書構成として、四書五經類一五部、諸歴史類三五部、皇國書類二〇部、諸雜書類五〇部、全一二〇部が記録されるが、内譯は不明で、現存書の約半數を記録する。ただここには諸子や詩文が部立てされず、いずれかに混配される可能性があつて、明確な四部比は判明しない。現存書によれば、7・4・4・2となる。なお史料中には御藏書方による「御書籍目録」が一點あるが、一番から一八番までとの摘要が付されており、函番號によるものようである。四部が混配されている可能性が高いが、調査を要する。

以上が現在漢籍の集積として残るものの全てであり、その他の不明・散佚に歸したものについては、當時の目録・控え等を博搜して検討する必要がある、全て後考に待ちたい。

二 藩政期における漢籍の受容（漢籍目録と分類の實態）

これまでは現状における資料の状況を中心にみてきたが、これらのみから近世佐賀藩の文化や漢學の實態を判断することは危険である。近世から近代に至る過程で、また第二次大戦の敗戦後の社會變動など、書籍における歴史にかかわる災厄が多々あることは、佐賀においても同様なのである。そこでそれ以前の状況を推測するためには、保存された古文書や當時の目録等も同時に調査する必要がある。それによって當時の文庫における正確な漢籍の収集状態や、どのような漢籍が失われたかが明かとなり、當時の學問や文化の方向性を、より確實に把握するための手掛かりを得ることにもなるだろう。

さらには當時編集された書籍目録をみることによって、そこにどのような分類の意識が働いているかを知れば、漢學や中國文化への理解度、あるいはその批判的摂取の方法や日本的な變改の具體的事例を知ることにもなるのである。

そこで、本稿では資料として三種の書籍目録を選択し、中國におけるオーソドックスな四種の部目とそれに従う類目の配列に對して、これらの目録がどのような分類を行っているかを確認し、そこから日本における漢籍受容の一つの型のようなものを探ってみたいと思う。したがってここで選擇した目録は、その目的を果たすための必要条件を満たすものでなければならぬ。簡単にいえば、書名のイロハ順配列とか、國書も混配する單なる受け入れ順や函順の目録によってでは、漢籍についての當時の認識を深く辿ることは難しい。少なくとも漢籍の目録であると同時に、なんらかの分類の意識が表れる目録であることが必要であろう。

以下に選擇された三種の目録は、こうした目的に適うものであると同時に、それぞれに興味深い特徴を示すものでもある。ただこの三種以外にも、舊鍋島藩關係の漢籍目録で、類似する傾向をみせるものもあることは認識しているが、煩雜を避けるためもあって本稿では以下の三種に集約して検討することとしたい。

(一) 小城藩『興讓館所藏目錄』の場合(資料3 江戸期漢籍目錄における分類①参照)

まず小城文庫舊藏書に關する目錄としては、文庫中の古文書にも數點の目錄があるが、本稿では内閣文庫所藏の『興讓館所藏目錄 下』を利用することとしたい。全部で六六〇點の漢籍が著録されている網羅性と、雑多な記述にみえながら實際には大筋で分類を踏まえていることによる。本目錄は明治五年に國の調査に對應して提出されたものらしく、末尾に「右現今所藏之書圖取調査出候也／明治五年／壬申二月／元小城縣」とあり、内務省の原稿箋に書寫されている。恐らく舊藩學校の調査に答えて提出されたものであろうが、『日本教育史資料』には既述のごとく記録がない。

全一冊で題簽に「興讓館所藏目錄 下」とあり、冒頭は「元小城縣／興讓館所藏目錄／國典之部」全一〇丁表一行まで、次「圖書之部」三乃至六行、次「洋籍之部」八行至一四丁裏四行、次「圖書之部」六行、以下「漢籍之部」八行至四七丁表八行、次「圖書之部」一〇行至裏八行まで。半丁一〇行、各行上部に書籍名、下部に冊數。隨所に不足數・唐本・奇本等の注記がある。題簽に下とあり内容として全て書冊であることから、上册では書籍以外の什器等も一覽として報告した可能性がある。明治初期から現在までに、約半數近くが失われた見當になろう。

各部それぞれ書名だけが羅列されており分類も項目立てがないが、全體の書籍配列を概観するかぎり、漢籍においては大略四部の順に配列されていることがわかる。ただし經史子集の區切りは一切なく、いつの間にか別の部に移るような部分もある。注意が必要である。

まず冒頭に『十三經注疏』二點、つづいて『四書大全』以下四書類四〇點(内九經關係一點混)、次孝經關係三點、次易經關係一七點、次詩經關係一〇點、次書經關係一九點、次禮關係一三點、次春秋關係六點、次五經關係三點、次『性理大全』以下宋學關係三五點(内『經典釋文』混)、次春秋左氏傳關係三三點まで、おおむね經部の書が並ぶ。ここまで一四丁裏七行から二三丁裏十行までで全一八三點である。

冒頭に注疏を置くのはままあることで、經學文獻の網羅性を重んじた結果であろう。次に四書類を置き、次いで孝經を配

するのは、正統な四部分類の順序としては異質である。『四庫全書總目』においては、各經書の内容の古さの順に、易・書・詩・禮・春秋と並び、ついで孝經・五經總義・四書・樂・小學の順となるのが一般である。⁹⁾以下この分類を中國における正統分類の頂點として、「四庫分類」と呼ぶこととしたい。所謂五經の前に四書や孝經を置くことの意味については、それらの文献の内實よりも、初學童蒙にかかわる藩校などの教育課程や學生の認知度、あるいは本目録を編集した擔當者の漢學理解の實態などが反映された結果であるかもしれない。

次の五經部分については易・詩・書・禮・春秋の順となっており、「四庫分類」の類目と異なるのみならず、その他の六經の諸説、たとえば『莊子』天運の詩書禮樂易春秋、『漢書』武帝紀注の易詩書春秋禮樂、『禮記』經解の詩書樂易禮春秋などがあるが、いずれとも合わない。いささか杜撰な編集がなされた可能性が高い。

次に五經が位置するのは問題なしとして、以下宋學關係書が三〇點以上も並び、次に『春秋左氏傳』がくるのは大いに問題である。まず「四庫分類」において、性理文献は子部儒家類に配置される。ところが本目録において五經に次ぐ位置にこれがあれば、本目録における四庫分類無視の實証ともいえそうである。ところがその次に左氏傳關係が並びとなれば、性理文献をも含めて經部とする認識によるのである。『春秋左氏傳』を春秋類に入れず、ここに配置したことも當然問題であった、さらに左氏傳のあとには春秋外傳『國語』を配し、ついで『戰國策』を配して、史部正史に續けていく意圖を讀めば、本目録の配列のある種したたかな意圖のようなものが見えるように思われる。つまり性理文献は、藩學正統の朱子學關係書として經部に収めた。そこには四書・孝經を五經よりも上位に置く意圖と、共有する觀念が認められよう。次に『春秋左氏傳』を置くのは、なお經部が繼續している趣旨と、『國語』『戰國策』を配して史部正史に續けていこうとする、史學へのスムーズな移行の趣旨による配置であると考えられよう。そこには『春秋左氏傳』を經學文献でありながら史學文献としての比重を加えた、當時の漢學や藩校教育の實態が反映しているのかもしれない。

次いで史部となる。項目別の標題はない（以下同様）。正史四八點、次編年關係二六點、次紀事本末一點、次別史三點・

雜史二點、以下編年・載記等雜編九點となる。以上二四丁表一行から二八丁表九行まで、全八九點。正史類のうち明南監本と和刻本史記・漢書等が五四%、編年二九%でほとんどを占める。この部には他の部からの混配も少なく、特筆すべき事項はない。

次は子部であるが、ここはかなり混亂しているようである。ちなみに「四庫分類」子部の分類は、儒家・兵家・法家・農家・醫家・天文算法・術數・藝術・譜錄・雜家・類書・小説家・釋家・道家となる。本目錄冒頭は儒家類八點、道家類一二點、以下荀子・列子・管子・墨子・韓非子等雜多な諸子が並び、さらに儒家道家にもどり、性理數點を経て兵家類一三點となる。ここまでが入り交じりつつもおおむね諸子である。次いで史部政書・史鈔・傳記等を経て天文算法類、再び史部政書類・子部類書類・經部小學類（字書中心）等を経て、醫家類三〇點に至る。ここでは一應類目に従って分類する意圖はあったものの、書籍内容の雜多さによって分類しきれなかった様子が窺える。

たとえば『名將譜』などは子部兵家類として、その次の『聖武記』は史部紀事本末類とするのが本來であろう。しかし『聖武記』は内容上軍事的記録として『名將譜』との脈絡も無しとはせず、そこから『歷代君鑑』や『帝範』等へ、さらには一般の傳記類に脈絡していく筋道を、全く理解できない譯ではない。かなり強引な解釋になる可能性もあるが、混沌とした分類の曖昧さのなかに、分類への意圖は見うる内容となっているのである。こうした部分は、經部編集にみえた確信的方針に比して、かなり初歩的な理解度によるものと認識されるが、恐らく經學と諸子學では一般への浸透の度合いや、理解認識の度合いが格段に違っていた可能性がある。そうした時代状況の反映がここにはあるかもしれない。二八丁表一〇行から三八丁裏六行まで、總數は二〇七點である。

集部に關しては、「四庫分類」では、楚辭・別集・總集・詩文評・詞曲の順であるが、本目錄では總集を別集の前に置くこと、さらに文集を詩集の前に置くこと等が特徴で、その他子部類書や、經部小學等が詩文との關わりで、子部類目と同様にある程度の類似性を含みながら混在する部分が出てきていることを、指摘しておきたい。

まず冒頭に『文選』関係書が一三點、ついで六朝關係別集、唐宋關係別集總集、『文章軌範』七點から宋明清の別集二四點、尺牘關係三點、詩文解讀の辭書から『書言故事大全』等の詩文系類書一〇點、『古文眞寶』『三體詩』『唐詩選』等約二〇點、唐代別集一二點から宋元明清詩集と續き、最後は再び類書から經部小學（韻書）に至る。三八丁裏七行から四六丁表八行まで、一七二點である。

子部類目と同様にある程度の類似性を含みながら混在する部分としては、詩別集に續いて、『圓機活法』『詩學大成』のような詩に關する類書を引き、さらに『太平御覽』『淵鑑類函』等の類書から韻學關係の類書『佩文韻府』や『古今韻會舉要』へ續く脈絡等が舉げられる。

最後に圖畫之部全九點があるが、この部は國典・洋籍各部にも付隨するもので、ここは漢籍における圖畫ということである。「四庫分類」では子部藝術類はもとより、史部地理類や傳記類等に配置されるものが含まれる。

本目録の編集のきっかけが外部からの要請によるものであったことは、奥書と原稿箋の版心によっても明かで、時間を限られて性急に編集されたものようではあるが、ある程度四部分類を認知している人物によって、經部の配置問題も含めて、意圖的に配置轉換している可能性の窺える目録である。特に經部においては、四書・孝經を易の前に置くことや、性理文獻を左傳や歴史書の前に置くことなど、四書・孝經を個々の經學文獻よりも重視することになり、さらに性理文獻の一部を經に含める、あるいは經に近づけることと併せて、當時の學問の體質や、朱子學・宋學重視の傾向が反映していることを窺わせる結果となっている。史子集各部においては、經部ほどの明確な編集意圖はみられなかったが、特に子部の混亂した状況と、集部の他部への擴大傾向については、一應認識しておくことが必要かと思われる。また經部をも含めたこれらの傾向については、他の目録の内容との比較によってさらに顯彰する必要がある。四部比は、不正確ではあるがおおむね18・9・21・17となる。

(二) 蓮池藩『鳴琴堂祕藏經籍譜』の場合(資料3 同②参照)

蓮池文庫舊藏書に關しては『鳴琴堂祕藏經籍譜』を資料としたい。蓮池文庫中にはそのほかに、『鳴琴堂續藏書目録』『舊目錄』などがあるが、函番號による分類、あるいは國書との混配等、單純比較が困難なものでもあるため、本稿ではもっぱら『鳴琴堂祕藏經籍譜』を中心として検討を進めることとする。鳴琴堂とは蓮池藩第八代藩主鍋島直與の雅號である。したがって本目錄は鳴琴堂を銘打つことから藩主鍋島直與手持ちの漢籍目錄であるといえる。鍋島直與は元治元年の卒であるので、本目錄の成立の下限もこのころまでは考慮されよう。藩主直與の事跡については多くの賞賛とともに顯彰されているが、文化的にも優れた見識の持ち主であつたらしく、『鳴琴堂稿』(漢詩文集)・『深溪遺葉集』(和歌集)・『天賜公御自選』(米芾詩文集)・『天賜園書畫記』などの著作がある。なお本目錄には別手二人による補記があるが、數値は原本の記載による。各部の點數は資料3の②を参照されたい。

こうした人物の藏書目錄であるためか、極めてオーソドックスな分類目錄となっている。宋學關係を經部に配することもなく、子部儒家類にいれるところも正統的な方法で、かなり四部分類に精通した人物による目錄といえそうであるが、『四庫全書總目』ではなく、『新唐書』藝文志(以下『新唐志』)あるいは『宋史』藝文志(以下『宋志』)、さらには『文獻通考』經籍考(以下『通考』)に近い分類法を採るところがある。史部に故事類を立てて後の政書文獻を配置し、集部に文史類をたてて後の詩文評文獻を配置するのは、これらの分類法に繋がる方法であり、目錄學的な意味での高レベルな專家の存在をも想像させるのである。

經部については、春秋類を禮樂類の前に置き、總經類を四書類の後に置くところが「四庫分類」と相違する部分であるが、總經類の位置づけは『宋志』に一致している。春秋を禮樂の前に置くについては、管見では既存目錄にその事例を見ない。單なる誤認の可能性もあろう。¹⁰⁾『宋志』經部の類目は、易・書・詩・禮・樂・春秋・孝經・論語・經解・小學の順である。なお『新唐志』も論語の後に讖緯を置き、『通考』は孝經を置くものの、位置關係は『宋志』と同じである。ちなみに

論語類は後の四書類、經解類はのちの總義類である。なお小學類中に『譯文筌蹄』『訓譯示蒙』『助辭譯通』を載せるのは、小學の意味としては妥當であろうが、漢籍の認識において問題がある。

史部は、正史・編年・雜史・傳記・史評・故事・地理の七類に分ける。これらの類目はすべて『新唐志』・『宋志』・『通考』のいずれかにみえているが、對照表にすると以下のようになる。

『新唐志』 正史・編年・僞史・雜史・起居注・故事・職官・雜傳記・儀注・刑法・目錄・譜牒・地理（六種共通）

『宋志』 正史・編年・別史・史鈔・故事・職官・傳記・儀注・刑法・目錄・譜牒・地理・霸史（五種共通）

『通考』 正史・編年・起居注・雜史・傳記・僞史霸史・史評史鈔・故事・職官・刑法・地理・時令・譜牒・目錄（七種共通）

このうち全ての類目を共有するのは『通考』である。史評は古くは『郡齋讀書志』、以下『通考』あるいは「四庫分類」にみえるもので、總體として編者は本文庫に現存する『通考』を参照していると思われる。ただ「四庫分類」史評類に共通するものは『涉史隨筆』『讀史吟評』の二點のみであるが、『非國語』『兩漢刊誤補遺』『二十二史劄記』など、編者の判斷による配置とみられるもので、その他の類目にしても、記載される文獻の位置付けについては、必ずしも藝文志や「四庫分類」に一致していない部分が多い。たとえば『文獻通考』一點のために故事類を立てること、『國語』『戰國策』『吳越春秋』等を雜史類に配置すること、『穆天子傳』『神仙傳』を傳記類に配置することなど、「四庫分類」に照らして妥當であるか否かは別として、やはり編者による内容判斷に基づき配置であると思われる。つまり分類項目は既存の史書に則るが、分類自体はかなり自由に改變しているといえよう。

子部については、諸子・儒家・雜家・小説家・兵家・醫家・藝術家・類書の八分類である。冒頭に諸子類を置いて、道家・法家や儒家・雜家の一部などを總括するのは、微量の文獻を一括するという臨機の措置によるものか、さもなければ蓮池文庫に多い叢書の影響で、諸子叢書のようなものを編集しようとしたものであろうか。このなかには本來儒家に入る『荀

子』『揚氏法言』『劉向說苑』『賈誼新書』などがあるが、一方では儒家類も立てられ、たとえば『太極圖說』『二程全書』『性理大全』といった宋學系の文献のみが網羅されている。つまり儒家という類目は専ら宋學系のために立てられており、穿った考え方としては、經學と宋學以外の非正統的思想書は項目立てせずに、諸子として一括した可能性がある。雑家以下の六類目は思想書というよりは雜編であり、技術であり、事典である。とすれば、このことは小城文庫における宋學文献の扱いとならんで、近世日本における漢籍の扱いの獨自性の一端として認識するべき現象であるかもしれない。

集部の分類立ては少なく、別集・總集・文史の三類である。『新唐志』は楚辭・別集・總集の三類立て、『宋志』はこれに文史を加えた四類立てである。文史の類目は『崇文總目』にもみえるが、『通考』や『明史』藝文志にもあり、いずれも後の詩文評類に該當する内容である。本目録では楚辭類を立てないが、楚辭關係書が無いわけではない。『王註楚辭』『離騷集傳』『離騷草木疏』の三點が總集類にみえるのは、『楚辭』の撰者が複數であることによるであろう。また別集類は冒頭に『陸宣公全集』『韓昌黎集』といった個人全集を置き、次いで『朱子文集』『蘇老川文抄』といった文集を置き、次に『分類補註李太白詩』『朱竹垞詩鈔』など詩集を置くという配置である。文集が詩集に優先するのは、小城文庫の場合と同様である。末尾に『孤山遺稿』（内海孤山）『詩聖堂集二編』（大窪詩佛）『鳴琴堂詩文稿』（鍋島直與）の三點があるのは、漢詩文ということで漢籍扱いたいものであるが、國書を漢籍目録に混入したことになり妥當ではない。このことは別手の補記になるとより甚だしくなり、一八點の國書が列擧されることになる。ただ邦人による漢詩文を漢籍扱いたいことが當時一般のことであったとすれば、これは一つの見解として尊重する必要がある。他の目録によってさらに検討するべきであろう。

以上の検討から、『鳴琴堂祕藏經籍譜』においては、かなりレベルの高い編者を想定できた。目録編集にあたっての参考文献の選擇も、『新唐志』『宋志』『通考』等に據るところが多く、さらに類目立てにおいては、編者獨自の見解に據りつつ、かなり自由に配列を按排しているところも見られた。また宋學系文献の扱いについては、小城の場合とは異なった方法による特化がなされたこと、集部においては小城同様に文集が詩集に優先されたことなど、本目録の特質であるといえよ

う。一方漢籍中に國書としての漢詩文や辭書類を混入する事例が見られたが、このことについては漢籍認識の問題として今後の検討課題となろう。

本目録記載の漢籍は『鳴琴堂祕藏經籍譜』記載の點數によつて六三五點の著録が計數された。四部比は21・11・24・7である。なお本目録漢籍の末尾に、「墨本雖屬書藝、古來編目未嘗置于經史子集中。別自爲一類。今亦從是」とあつて、『淳化帖』から『義人遺芳』にいたる墨本類一點を載せる。これを藝術類に換算すれば子部は二四八點となり比は25となる。

(三) 本藩『芸暉閣經籍志』の場合(資料3 同③参照)

本藩舊藏漢籍に關しては、現存の文獻からは藩政期の實態は見えてこない。それについて鍋島文庫中の古文書に『芸暉閣經籍志』なる目録があり、大量の漢籍を獨特の分類で記録している。その編者は恐らく四部分類は重々承知ながら、意圖的に編成替えをしたと思われる事例である。その他にも漢籍を著録する目録はあるが、ほとんどが國書との混配であるか函番號によるもので、大量の漢籍を著録する『鬼丸聖堂御藏本』はイロハ順の目録であることなど勘案すれば、『芸暉閣經籍志』に勝る資料はないと思われる。

そもそも芸暉閣という名前からして漢學の素養によるものであるが、これは第三代鍋島綱茂の治世に、「觀頤莊」なる別莊、後に西の御茶屋と呼ばれたものを建造するにあつて、その一角に後の鬼丸聖堂に移行する孔子廟を創建し、これに附屬する回廊の一方を漢籍書庫「芸暉閣」とし、一方を和書書庫「隨擇府」と呼んだのである。その命名の由來は、觀頤は『易經』頤卦の卦辭に「頤貞吉。觀頤、自求口實」とあり、彖傳に「觀頤、觀其所養也。……天地養萬物、聖人養賢、以及萬民」とある。己の養うところが正しいかよく觀察し、賢人をよく養つて恩恵を萬民に及ぼすことをいう。芸暉は虫除けの香草でこれを壁土に塗り込めば紙魚や朽ち木虫をよけるといふ。『書言故事』に「藏書、以芸草辟蠹」とある等による。隨擇は『古今和歌集』の眞名序にある「所以隨民之欲、擇士之才也」に基づく。

鬼丸聖堂は當時藩士の教育の場としての機能も持ったが、後に天明元年弘道館設立とともに聖堂の學校機能は失われた。また西の御茶屋そのものは、第四代吉茂の治世に全て解除になったことが、堤主禮の「雨中迺登幾」に見える。綱茂作の「觀頤莊記」によれば、大層な規模のもので實際にそのとおり完成したものか疑わしい部分もある。たとえば和書庫は「隨擇府」と呼ぶといいつつ、現存の『芸暉閣經籍志』には和書も掲載されており、「隨擇府」未完成の状況を推測させるのである。

本目録の成立は、綱茂死去の直前に江戸林家に遺物として献上された書籍六點について、本目録末尾に「林家江御遺物」として記録があり、上限は綱茂死去の寶永三年六月直後まで遡れよう。下限は吉茂による觀頤莊廃止であろうか。吉茂は享保一五年の卒であるので、寶永三年以降二〇數年中に成立した可能性が高い。本稿で扱う目録のなかでは最も古いものである。各部の函番號と冊數及び簡単な解説は、資料3の③を参照されたい。

分類は大きくは四部分類に則りつつ、大胆に改變されたもので、經書・史書・事類・字書・雜書・詩文・醫書・兵書・道書・佛書・銀鈎書數の一一部に分けられ、それぞれに一番からはじまる函番號が付されている。(資料3の④参照) 子部そのものは部としての標目がなく、これに相當するものとして事類・雜書等があり、醫書・兵書・道書・佛書も同次元で別立てとなる。醫書・兵書を獨立させるやり方は『漢書』藝文志まで遡り、道教・佛敎を別立てするのは南朝宋の王儉『七志』、あるいは南朝梁の阮孝緒『七錄』まで遡りうるものである。また字書も別立てとなるが、これは經部小學類と子部藝術類の書畫之屬を合わせたような内容で、小學類に藝術系の文獻を合わせるの古式な分類法である。¹²⁾ 末尾に「銀鈎書數」として篆刻關係書を別置したのも特殊な意圖によるのであろう。

「經書」の内容をみると、冒頭に『通志堂經解』を置き、次いで『十三經注疏』二種(恐らく南監本と嘉慶本)、『五經大全』から『性理大全彙要』等が續き、以下は易・詩・書・春秋・五經・總義等が混在し、次いで四書類が六函分續き、書・禮・孝經・春秋の混配一函、次に史部傳記類・詔令奏議類・子部儒家類・集部別集類が續く。その後再び各經その他の混配

が五函分あって、經書の部は終わるのである。部立てはあって類目はない。ただそこに収められた文獻の種類には、經學文獻としての認識が働いていることは否めず、類立ても可能であったと思われる。

ただ史・子・集部の書を含む部分については、四部分類ではありえない状況が現出されている譯であるが、その内容は傳記類相當から『孔子闕里志』『孔聖全書』『朱子實記』等を配し、詔令奏議類相當からは『朱子奏議』を置き、子部儒家類相當からは『孔子家語』『性理大全』『朱子語略』等を、集部別集類相當からは『朱子大全』を置くのである。これは當時の學校で基本的に重視された儒教文獻と並んで、それらの根元たる孔子そのもの、また當時の幕府おかかえの學派である朱子學文獻をとりこんだもので、四部分類の理念における經の概念とはおおいに異なっていると云わざるを得ない。ただこの方法は既に述べたように、本目録のみに特有なものではなかったのである。これについては結語において再度觸れることになる。

「史書」については、その詳細な區分を生かし切れなかったものか、冒頭に十七史と二十一史（恐らく汲古閣本と南監本）がくるものの、あとは史部各類が雜多に混合されて分類が明確ではない。ただ類目の混配は本目録の各部において共通する現象といえるが、「史書」においても「經書」同様に他部からの混配には原則がありそうである。集部戲曲小説類相當から『三國志演義』を取り、子部儒家類相當から『鹽鐵論』『經世大訓』等を、集部總集類相當からは『古今女史』を配する等、史學との相應の脈絡は認識されていたと思われる。

「事類」は類似した事項のことで、類似項目を網羅した百科全書的文獻を意味する。ただこの語を分類項目とした例は少なく、『舊唐書』經籍志子部に事類があるが、本文中の類目は類事となっている。『宋志』にも類事がある。いずれも四部分類における類書類のことで、本目録の場合も同様である。冒頭に『太平御覽』を配し、以下『三才圖會』『唐類函』『白孔六帖』『群書集事淵海』『萬寶全書』『對類大全』『類書纂要』『事文類聚翰墨大全』『錦繡萬花谷』『圓機活法』『藝文類聚』等の代表的類書が配列され、さらに他部の文獻についても、類書特有の網羅性を帯びた文獻や、事例集のようなものを配してお

り、事類としての統一性は類書の方向で確保されているようである。¹³

「字書」については、本来は經部小學類に配當される文献といえるが、ここでは子部藝術類をも含めて、文字そのものを主體とした新たな部立てを構築している。ただ書藝關係と文字學とを合體させる例については既に觸れた。ここでは小學關係書と藝術關係書、及びそれ以外の文献の量を對比しておきたい。小學關係六二點、藝術關係は四八點、その他五四點でおむね三種が拮抗しているといえよう。ただ分類不明の文献中に占める文字關係書は一六點、韻書關係は一〇點で、これらは小學・藝術のいずれかに配當されるものである。それ以外の分類判明文献にも、書畫音韻文字關係はあるのであって、つまりほとんどが何らかのかたちで小學・藝術に係わると判断しうるのである。この兩者を敢えて併せることによって、新たな部立てが必要となったと考えることも可能であるかもしれない。

「雜書」は冒頭に叢書雜叢四點『津逮祕書』『百川學海』『正續說郛』『欣賞編』を列するが、その後の内容は混沌としている。さすがに經部文献はごく少數であるものの、その他は各種とりどり脈絡も判然としない。雜書の雜たる所以であろうか。

本目錄の成立は『四庫全書總目』成立以前であるが、比較の基準としての「四庫分類」に相當する類目と、「雜書」に配される書籍の點數を一覽にしてみよう。「四庫分類」にないが、あえて類立てしたものは括弧に入れて表示してある。

| | | | | |
|------|--------|--------|----------|------|
| 經部 | 禮三 | 樂一 | 小學五 | 全九 |
| 史部 | 傳記三 | 史鈔二 | 地理六 | 目錄一 |
| | | | | 史評一 |
| | | | | 全一三 |
| 子部 | 農家一 | 醫家一 | 術數一〇 | 藝術二五 |
| | | | | 譜錄一一 |
| | | | | 雜家一八 |
| | | | | 類書七 |
| | | | | 小説家八 |
| | | | | 道家二 |
| | | | | 全七三 |
| 集部 | 總集一 | 詞曲五 | (戲曲小説) 四 | 全一〇 |
| (叢書) | (雜叢) 六 | (子叢) 一 | | 全七 |
| 不明 | | | | 三二 |

パーセンテージで示せば、經部六% 史部九% 子部五・一% 集部七% 叢書部五% 不明二・二%となる（小數點以下四捨五入 以下同じ）。不明部分は各類に配分されるもので、子部の占める率はやはり飛び抜けて高い。雑多なものを集めた部目であるのが、子部の雑家類自體がそうした内容のものであれば、雑書全體の方向性は子部雑家類系統として問題なきものと考ええる。なお一つの特徴として、子部の内部で所謂思想的内容を持つもの、特に儒家あるいは法家文献が全くなく、『墨子』は雑家として一點みえるのみであることを指摘しておきたい。

「詩文」はまさに詩文であつて、その他の部類の混入は少ない。詩文という類立ての明解さに因るものであろうか。ここも「四庫分類」に相當する類目とその點數を一覽にしてみよう。

| | | |
|------|---------------------------------|------|
| 經部 | 小學一 | 全一 |
| 史部 | 傳記一 地理二 目錄一 史評一 | 全五 |
| 子部 | 雜家三 類書八 | 全一・一 |
| 集部 | 別集七九 總集一〇二 詩文評五 詞曲八（尺牘）七（戲曲小説）一 | 全二〇二 |
| （叢書） | （家叢）一 | 全一 |
| 不明 | 一一二 | |

パーセンテージで示せば、經部〇% 史部二% 子部五% 集部八七% 叢書部〇% 不明五%となる。集部關係が壓倒的で、文句なしに詩文は集部としてよい。

これ以下の「醫書」・「兵書」・「道書」・「佛書」は問題なくそれぞれの文献のもので構成される。末尾に置かれる「銀鈎書藪」は篆刻古文字關係の収集で一六點、印譜等も含まれる特殊なものである。本來なら子部藝術類に入れるべきものである。

本目録に表れた分類の方法には、これまでに述べた小城や蓮池と同様の傾向を持つ部分があった。經部における宋學の位置付けである。これは當時の學校で基本的に重視された儒教文獻と並んで、それらの根元たる孔子そのもの、また當時林羅山以下幕府に密着した學派である朱子學文獻をとりこんだもので、四部分類の理念における經の概念とはおおいに異なっている。

ただ本目録の成立年代を想定するに、享保末年ごろまでを考慮するなら、寛政異學の禁には半世紀ほども遡るため、幕府側からの朱子學への肩入れの度合いは後期ほどではなかったかと思われる。本目録にみえる宋學への傾斜は、恐らく鍋島綱茂の個人的事由によるものではあるまいか。¹⁵⁾

綱茂自身の儒學志向については、將軍綱吉の御前での經書進講や、觀頤莊ならびに聖廟の建立等、竝大抵の肩入れではない。そうしたなかでも林家との密接な交渉を持ったことなど、綱茂自身の宋學への傾斜を窺わせる事例であろう。なお本目録の分類法については、今一つ重大な特質があげられよう。それは子部の抹消という現象についてである。四部分類は經史子集からなる體系的分類構造からなるものであり、子部は方法手段としては異なるが經學の闕を補い、それを輔翼するものとの位置付けである。ところが本目録にはこれがなく、「事類」・「字書」・「雜書」がその位置に据わる。ただ「事類」は子部類書類にほかならず、「字書」は小學をも含むが藝術志向の強いもので子部藝術類に、「雜書」も思想性の欠如した雜多文獻とすれば、子部雜家類を想定しうるのである。とすれば思想性の強い儒家文獻は經部に編入し、經部を思想的に輔翼する子部の意味が薄れたため、子部を解消して三部を立てたといえないか。つまり經史子集の形式的構造はその意味でなお健在なのであり、そのあとに古典的分類法による「醫書」以下の部目が付加されたとみることとも可能であると思われる。こうした分類編集を行うについては、『隋書』經籍志にみえる古分類をも認知し、さらに四部の内實を理解したうえで當時の實態に則した變更をなしたものととして、かなり高度な専門性に立脚した編者を想定できるのではなからうか。

「醫書」以下を除外した四部比をみると、經史子集の各數値は、37・14・44・23となり、全漢籍數は「醫書」以下も含め

て一二七九點となる。

結語

藩政期鍋島藩における漢籍の受容の実態について、當時の漢籍目録にみえる分類法を中國の正統な、もしくは一般的な分類法と比較しつつ、検討してきた。ここで選擇した三種目録はあくまで分類項目、あるいは分類の意圖のあるものであるが、これを成立順に並べると、

『芸暉閣經籍志』 本藩鍋島綱茂から吉茂 寶永から享保頃

『鳴琴堂祕藏經籍譜』 蓮池藩鍋島直與 幕末元治頃

『興讓館所藏目錄』 小城縣 明治五年

となる。それぞれの目録に見られる分類の特徴については、すでに述べたが、通観して言えることとして、宋學への傾斜を示す傾向がどれにもあったことである。これらの目録でいう經學は、當時の學校で基本的に重視された儒教文獻と並んで、それらの根元たる孔子そのもの、また當時林羅山以下幕府に密着した學派である朱子學文獻をとりこんだ、『芸暉閣經籍志』の方向性をいずれも體現したものであって、四部分類の理念とはおおいに異なっている。つまり經學という言葉の持つ學問の基本としての觀念に、鍋島藩における教育實踐の内容を盛り込んだ結果といえようか。本藩に對して支藩は當然その影響下にあるもので、さらに寛政異學の禁等の幕府の體制が、その方向性を確定していくのである。『鳴琴堂祕藏經籍譜』は四部分類を尊重しつつも、宋學文獻を子部儒家に特化するために諸子なる類目を創作したし、『興讓館所藏目錄』は『芸暉閣經籍志』の方向性をそのまま繼承している。

中國における四部分類に比して、十三經の比重がそれだけ軽いのか、宋學の比重が重いのか、いずれにせよここに表れた

現象は、日本的あるいは鍋島的な分類観念に基づくものと言わざるをえない。換言すれば、中國におけるほどには四部分類の規範性は、ここでは低いということにもなるか。『芸暉閣經籍志』にみえる子部の解消なども、その典型的事例として解することも可能である。思想性の強い儒家文獻を經部に編入することで、經部を思想的に輔翼する子部の意味が薄れたため、子部を解消したとすれば、成立以來長大な歴史を持つ四部分類の傳統に、さほど重きを置かない心理構造が見えてくるのではないか。『鳴琴堂祕藏經籍譜』における諸子類創作も同根の事例といえよう。

このことは今一つの共通した特徴にも係わってきそうである。それぞれの漢籍數における經史子集四部の比率については（單位は% 小數點以下四捨五入）、

本藩 29・11・43・18 蓮池藩 33・17・38・11 小城藩 28・14・31・27

となるのだが、いずれも江戸期の収集漢籍の比率において、經史子集が高低々々の波形を描く結果となった。このことは、現存漢籍の比率においてもほぼ同様である。

四部全體としては、例外もあるがおおむね經部と子部が多數を占め、史部と集部が少ない傾向が確實に見えるのであるが、特に史部は中國では理念である經を實証する意味をもって第二位に位置することについて、日本ではその邊の意識が薄い可能性があるといえようか。この比率のみをもってかような想定を行うことに危険はあるが、宋學を經に取り込んで子部を解消するような事例は、經の理念が現實や技術に優先することを認める發想の存在を示唆してはいないか。このことが一外様大名鍋島氏の領域に限られず、當時の全國的傾向であるとすれば、日本人全體の意識の問題ともなり、ことは極めて重大である。さすがに江戸幕府の藏書は、いずれの部立ても大量の文獻をもっていて、この傾向とは異なるものの、澁江全善・森立之の『經籍訪古志』では經史子集の比率がほぼ2・1・2・1になっている。

これに關連して、島田翰『節宋樓藏書源流攷』に、「……且我邦所傳舊本、自以海外異。經部尚爲完全、子部卻多善本。而其所缺落在史部、尤在集部宋元遺集。蓋古專門名經、重在經術。鎌倉室町學文字付之浮屠氏、經子多於史集、亦所不免

也」という⁽¹⁶⁾。本邦の漢籍収集において、古來名經家や釋家が関わって思想文献が多いことをいうのであるが、その理由がそのまま江戸期の文庫における収集書籍の構成に影響するものであるか否かは、なお検討の餘地がある。本書は明治四〇年の成立であるが、すでに『經籍訪古志』において宋元版重視の方向性が見えてくることも注意するべき點であろう。

いずれにせよ漢籍貴重書の分類比と鍋島藩漢籍の收藏傾向が似てくるというのは、大いに興味深い現象ではあるが、現状ではこれ以上検討すべき資料を持たないので、他藩の目録や漢學者個人の目録における分類、また江戸時代中國から舶載された漢籍の分類等の検討を含めて、すべて今後の課題としておきたい。

なお本稿は、二〇〇七年一月、佐賀大學における講演をもとに、二〇〇八年三月臺灣大學における第五回日本漢學國際學術研討會での發表演文としたものを、さらに改訂したものである。當日臺北大學の王國良先生からは貴重なご教示を賜った。改訂にあたって多々参考にさせていただいたことをここに記し、謝意にかえたい。

なお井上進『書林の眺望』「三重縣立圖書館の漢籍 井上文庫」に、我が國における舊藏漢籍一般の傾向として、經子が重く史集が軽いこと、その理由として、普遍性のある文献を重視するわりに特殊な中國史は學問的必然性にはずれたことの言及があることを指摘しておく⁽¹⁷⁾。くしくも鍋島藩漢籍の實態からこれが實証された部分もあるが、井上氏のいう「一般」の範圍と、現状の漢籍ではなく當時の目録の記載分類としてどうであったかについては、なお検討の餘地があるかと思われる。

注

- (1) 藤野保編『佐賀藩の總合研究』(東京 吉川弘文館刊 1981) 藤野保編『續佐賀藩の總合研究』 吉川弘文館刊 1987)
 (2) たとえば 生馬寛信等編『幕末維新时期漢學塾の研究』(東京 淡水社刊 2003) など。
 (3) 文部省編『日本教育史資料』(東京 富山房刊再版本 1903) 特に佐賀藩關係としては第三冊(卷八・九)に詳しい。

- (4) 西村謙三編『佐賀縣教育五十年史』(佐賀 佐賀縣教育會刊 1927) 佐賀縣教育史編さん委員會編『佐賀縣教育史』全五卷(佐賀 佐賀縣教育史編さん委員會 1989～1992)
- (5) 福岡市立博物館藏「明治七年 御藏書調子帳」「明治九年改 御書物帳」
- (6) 明曆二年「泰盛院様御印帳」による。支藩・親類等の體制が完成した状況での知行高等を示す。藤野保『佐賀藩の総合研究』第28表以下石高等は同書による。
- (7) この記録は、佐賀縣大百科事典編集委員會『佐賀縣大百科事典』(佐賀縣 佐賀新聞社 昭和五八年) 東原庠舎の項にみえる。
- (8) 武雄の史料としては、昭和三十一年石井良一著『武雄史』石井義彦刊があるが、醫學校については記述がない。また身教館印として「武庫庫籍」印を挙げ、焼失して現存なしとするが、この印を持つ書籍は現存しており、検討の餘地がある。
- (9) 本稿では正統な四部分類のサンプルとして、『四庫全書總目』の分類を参考としているが、分類目錄の極めて古い傳統のなかで、一つの頂点となった目錄との認識による。一部『四庫全書總目』成立以前の目錄においてもこの基準による比較を行ったが、基準の變動を避けるための措置であることを了解されたい。
- (10) 春秋の後に禮を置くことについては、江戸期の書肆刊行の五經において屢々みられる現象であり、恐らく各構成經書の分量のバランスからくる、出版上の意圖によるものであるが、ここではそれを意識した可能性も考慮しうるであろう。
- (11) 『鳴琴堂祕藏經籍譜』中には『宋史』の記録はなく、編者がこれを参照している可能性は低い。但し、他文庫の文献を閲覽あるいは貸借する記録があるので、皆無ではない。因みに、本藩・小城藩とも當時『宋史』を收藏していたことが、各目錄に記録されている。
- (12) 『唐書』藝文志經部小學類に書法筆墨文獻を載せ、『宋史』藝文志經部小學類に書品筆法帖等を載せる。
- (13) 『萬姓統譜』『百家類纂』『歷代臣鑑』『農政全書』等。
- (14) 分類不明とは、現存の目錄中に同名の書を發見しえなかったという意味で、今後博搜することで解決される可能性もあるものである。
- (15) 綱茂と將軍・林家との繋がりについては、『綱茂公御年譜』延寶二年に林鳳岡に書齋の號を依頼したこと、元祿十一年に同じく詩畫の跋文を依頼したこと、また卒去にあたって、大學頭・林榴岡・林退省に唐本その他を遺物として送っていること等がみえ、將軍綱吉への講釋進講は元祿八年にみえている。
- (16) 島田翰『詔宋樓藏書源流攷』(上海 上海古典文學出版社刊 1957)
- (17) 井上進『書林の眺望』(東京 平凡社刊 2006) 一四三頁

江戸時代の漢籍目録

— 地方外様大名支配下における漢籍の受容について —

参考資料

資料1 佐賀藩の體制と文教

| 支配構造と藩校・邑學等 | 現存文献 |
|---|--|
| 本藩（鍋島治茂 天明元年弘道館） | 鍋島文庫（佐賀縣立圖書館） 弘道館舊藏書（佐賀縣立圖書館） |
| 支藩 小城（鍋島直愈 天明七年興讓館） 蓮池（鍋島直温 天明四年成章館） 鹿島（鍋島直彬 安政六年弘文館） 寛政元年徳讓館・後の鎔造館 | 小城文庫（佐賀大學圖書館） 蓮池文庫（佐賀縣立圖書館） 中川文庫（祐徳博物館） |
| 御親類 久保田（村田政致 天明八年思濟館） 白石鍋島・川久保神代 | （一部佐賀大學圖書館 漢籍不明） 不明 |
| 御親類同格 多久（多久茂文 元祿十二年東原庠舎） 諫早（諫早茂圖 天明三年好古館） 武雄（鍋島茂正 享保中身教館） 須古（鍋島茂訓 享保中三近堂） | 東原庠舎舊藏本（多久市郷土資料館） 諫早文庫（諫早市立諫早圖書館） 武雄鍋島歴史資料（武雄市教育委員會） 不明 |
| 家老 深堀（鍋島氏 寛永以降羽白館） 神代（鍋島茂堯 天明六年鳴鶴所） 横岳・姉川・太田・倉町各鍋島 | 不明 神代鍋島史料（佐賀縣教育委員會） 不明 |

資料2 各文庫における漢籍

現存漢籍の構成（数字は点数 「」内は関連蔵書印）

| | |
|---------|---|
| 鍋島文庫 | 經部 88 史部 109 子部 193 集部 75 朝鮮漢文 2 準漢籍 92 全 559 「永田町鍋島家蔵書印」「謝在杭蔵書印」「勘解由小路蔵書」 |
| 弘道館舊蔵書 | 經部 127 史部 159 子部 80 集部 49 叢書部 1 朝鮮漢文 3 準漢籍 32 全 451 「弘道館蔵書印」「弘道館蔵書印」 |
| 小城文庫 | 經部 116 史部 68 子部 82 集部 56 叢書部 3 朝鮮漢文・ 漢籍は未計上 全 325 「荻府學校」「荻學蔵書」 |
| 蓮池文庫 | 經部 40 史部 26 子部 117 集部 58 叢書部 7 朝鮮漢文 2 準漢籍 20 全 270 「鳴琴堂圖書章」「芙蓉館蔵書」「成章館蔵書」 |
| 中川文庫 | 經部 147 史部 109 子部 244 集部 156 叢書部 6 朝鮮漢文 1 準漢籍 114 全 777 「學館」「鹿州學館」「弘文館」 |
| 東原庠舎舊蔵本 | 經部 157 史部 90 子部 112 集部 80 叢書部 2 朝鮮漢文 3 準漢籍 97 全 541 「東原郷校」「崔山書院」 |
| 武雄鍋島資料 | 經部 85 史部 36 子部 85 集部 12 朝鮮漢文 2 準漢籍 61 全 281 「武縣庫籍」「茂紀」 |
| 諫早文庫 | 經部 107 史部 28 子部 115 集部 58 朝鮮漢文 3 準漢籍 73 全 384 「諫早氏蔵書記」「好古館圖書記」 |
| 神代鍋島史料 | 經部 67 史部 42 子部 40 集部 19 朝鮮漢文 1 準漢籍 48 全 217 「鳴鶴所蔵書」「崔洲精舎蔵書」 |

資料3 江戸期漢籍目録における分類

3-①小城文庫の場合

◎明治五年『興讓館所藏目録 下』（内閣文庫藏・219-118） 無分類項目

漢籍之部

- ・注疏・四書・孝經・易・詩・書・禮・春秋・五經・性理・左傳雜史→このあたりまで經部中心（14丁裏～23丁裏）
- ・正史・編年・紀事本末・別史・以下雜書および雜史書→史部書中心（24丁表～27丁表）
- ・孔子關係・諸子・性理關係・兵家・雜家關係・天文術數・韻書・醫書→子部中心ただし史書（政書關係多い）も混入（27丁表～37丁表）
- ・總集（文集）・文抄・別集（文）・總集（詩集）・別集（詩）・詩文評・類書・韻書等→集部中心（37丁裏～46丁表）

圖書之部

法帖・地圖・畫像等 全 661 點

3-②蓮池文庫の場合

◎『鳴琴堂祕藏經籍譜』（佐賀縣立圖書館蓮池文庫藏 蓮 091-5）

| | | |
|----|---------------------------|---------|
| 經部 | 易・書・詩・春秋・禮樂・孝經・總經・四書・小學 | 全 213 點 |
| 史部 | 正史・編年・雜史・傳記・史評・故事・地理 | 全 116 點 |
| 子部 | 諸子・儒家・雜家・小説家・兵家・醫家・藝術家・類書 | 全 237 點 |
| 集部 | 別集・總集・文史 | 全 69 點 |
| | | 全 635 點 |

3-③本藩鍋島文庫の場合

◎『芸暉閣經籍志』（佐賀縣立圖書館鍋島文庫藏 鍋 091-33）

鍋島綱茂による觀頤莊の造營 聖堂の建立と附屬書庫（漢庫芸暉閣 倭庫隨擇府）

觀頤 = 『易』頤卦 頤、貞吉。觀頤自求口實。

芸暉閣 = 『書言故事』兩制芸閣 藏書以芸草辟蠹。

『龜蒙典略』芸香辟紙魚蠹、故藏書臺稱芸臺、閣稱芸閣。

『杜陽雜編』元載造芸輝堂於第。芸輝香草名也。其香潔白如玉、入土不朽爛、春之爲屑、以塗其壁。

隨擇府 = 『古今和歌集』眞名序 古天子、每良辰美景、詔侍臣預宴筵者、獻和歌。

君臣之情、由斯可見。賢愚之性、於是相分。所以隨民之欲、擇士之才也。

3-④『芸暉閣經籍志』 有部目 無類目

經書 1~26 番まで 全 365 點 内四書類 94 點 宋學關連文献含む

經部分類傾向 經解・注疏・大全・易・詩・春秋・五經・四書・孝經・孔子傳・
朱子學關連・宋儒別集等（書・禮等は混配 小學別記）

史書 1～26 番まで 全 138 點 十七史・二十一史 以下史書細分類不明瞭

事類 1～31 番まで 全 127 點 類書中心

字書 1～16 番まで 全 164 點 經部小學類・子部藝術類書畫中心

雜書 1～15 番まで 全 144 點 細分類不明瞭

詩文 1～33 番まで 全 232 點 別集總集多し

醫書 1～6 番まで 全 54 點 醫書のみ

兵書 1～3 番まで 全 18 點 兵書のみ

道書 1 番のみ 全 13 點 道家・道教・淮南子・山海經等

佛書 1 番のみ 全 8 點 佛書のみ（和本含む）

銀鈎書藪 無番 全 16 點 篆刻古文字關係書

全 1279 點